

## 介護療養型医療施設について

(平成17年11月25日社会保障審議会介護給付費分科会提出資料抜粋)

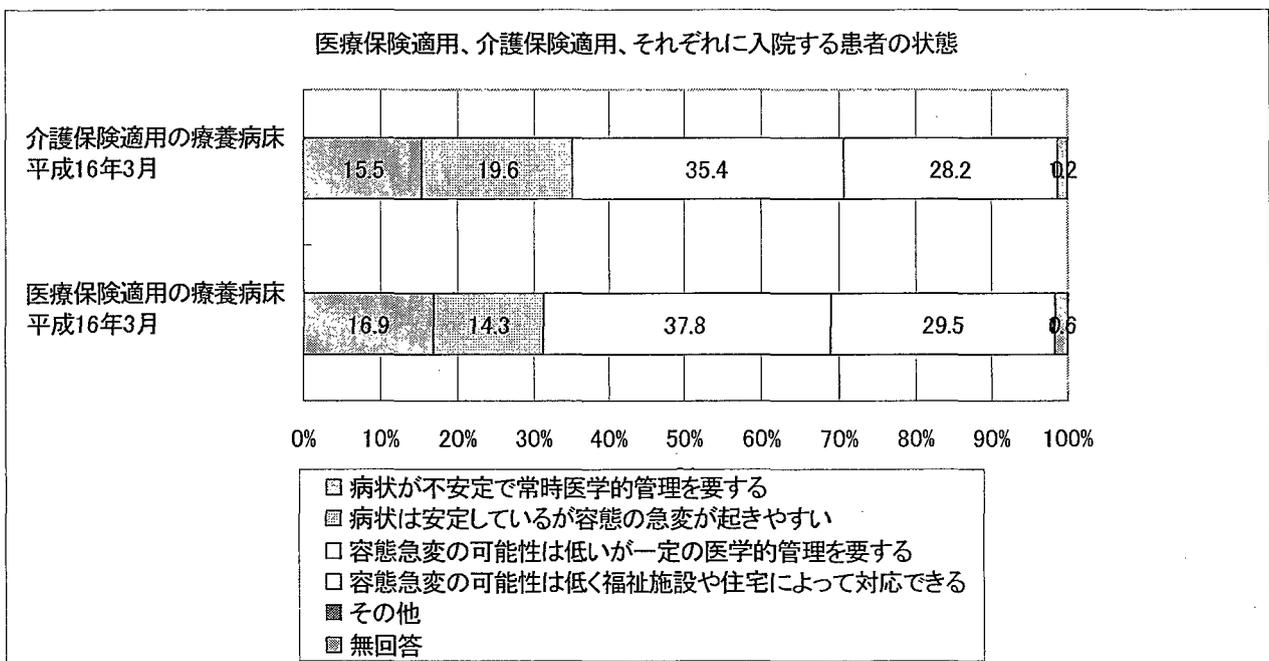
- 介護療養型医療施設の報酬・基準については、次のような観点からの検討が必要ではないか。
- ・療養病床の在り方及び医療保険と介護保険との機能分担の明確化
  - ・介護保険施設の将来像を踏まえた施設の在り方

### 〈医療保険適用の療養病床との機能分担の明確化〉

- 医療保険適用の療養病床については、診療報酬において、医療区分等に基づき患者の状態を分類し、これに基づく報酬上の評価の見直しが検討されている（参考資料「慢性期入院医療包括評価に関する検討患者分類案について」参照）。こうした見直しも踏まえつつ、医学的管理重視型の医療施設としての療養病床の基本的在り方及びこれに対する医療保険と介護保険の機能分担の明確化についてどう考えるか。
- 介護療養型医療施設については、これまで、主として医学的管理重視型の医療施設として位置づけられてきたが、上記の医療保険と介護保険の機能分担を踏まえた今後の位置づけについてどのように考えるか。

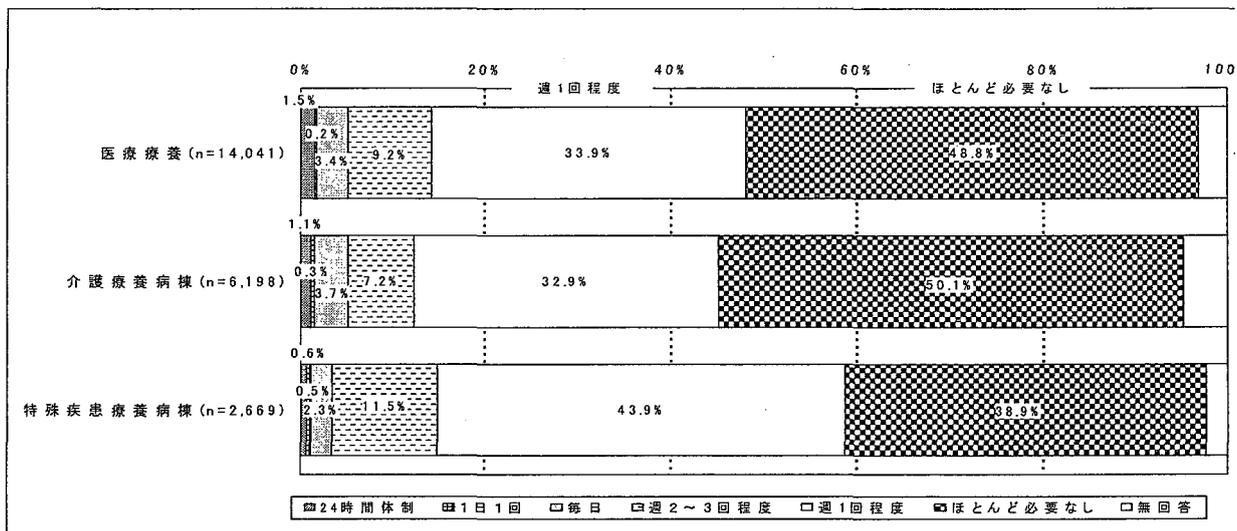
### ○医療保険療養病床と介護保険療養病床の比較

(医療経済研究機構 「療養病床における医療提供体制に関する調査」(平成16年3月))

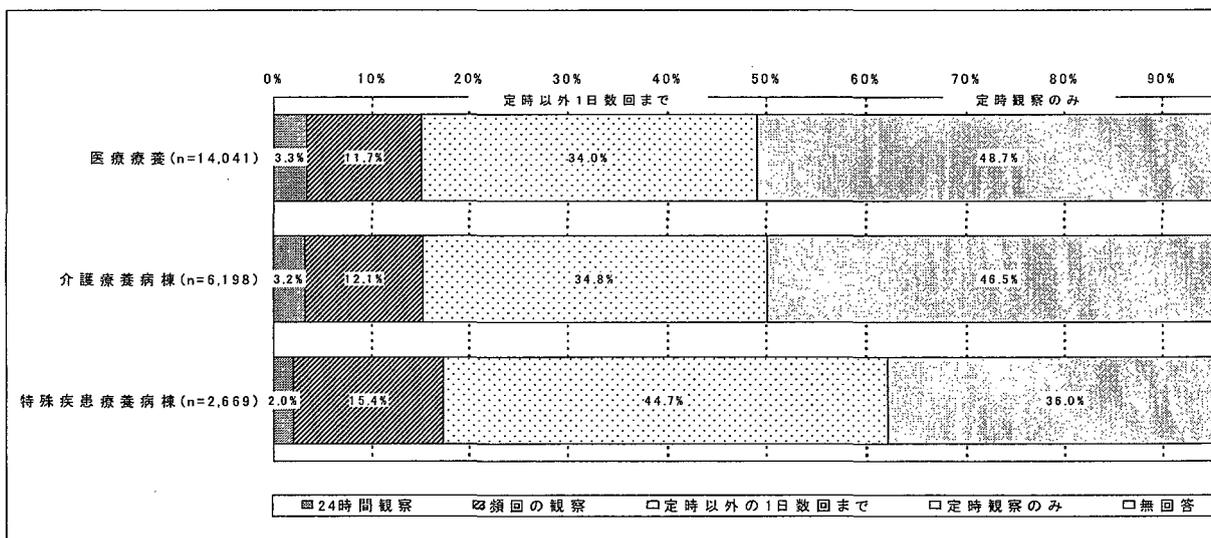


中医協「慢性期入院医療実態調査」（平成17年11月11日中医協資料）

○医師による直接医療提供頻度



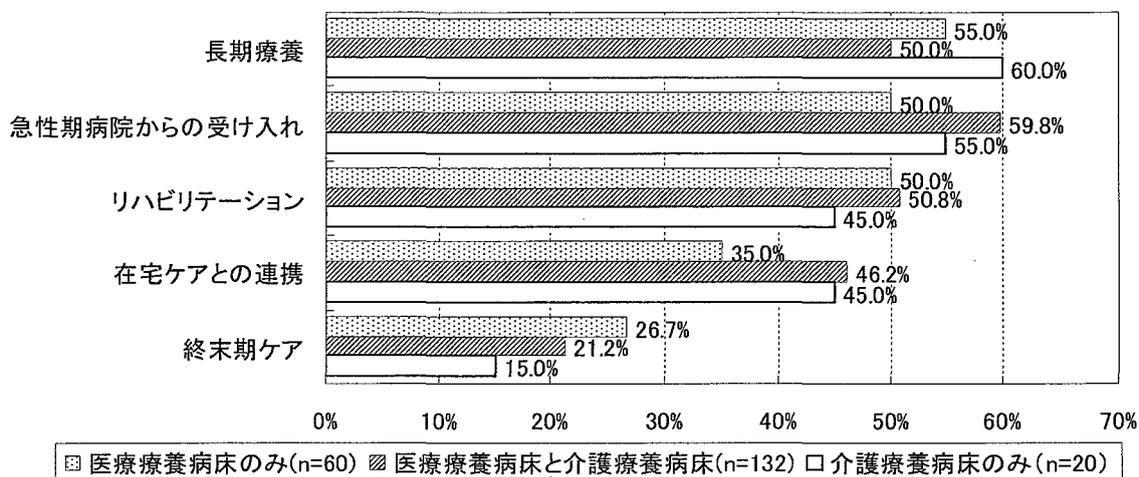
○看護師による直接医療提供頻度



## ○療養病床における医療・介護

(医療経済研究機構 「療養病床における医療提供体制に関する調査」(平成17年3月))

病床構成別 重視している機能



## 〈療養環境減算の見直し〉

- 現行では、療養環境の整っていない施設についても、療養環境減算を適用することにより、経過的に介護報酬の対象としてきたが、国会審議等を踏まえ、減算率を拡大するとともに、現行の病院の療養環境減算Ⅱ及びⅢ、診療所の療養環境減算Ⅰ及びⅡの対象施設については、年限を定めて経過措置を廃止することとしてはどうか。

### ○介護療養型医療施設における療養減算等の状況

	病院・減算Ⅰ	病院・減算Ⅱ 診療所・減算Ⅰ	病院・減算Ⅲ 診療所・減算Ⅱ	合計
病院	23,733床	8,818床	2,246床	34,797床
診療所	—	2,649床	96床	2,745床
合計	23,733床	11,467床	2,342床	37,542床

平成17年8月介護給付費実態調査（ただし、病院の療養環境減算Ⅲ、診療所の療養環境減算Ⅱについては、特別の室料を徴収したことにより減算の適用になる者（老人保健課調べ）を除いてある。）

#### 介護療養型医療施設の療養環境減算の仕組み

（療養病床を有する病院）

	基準	療養環境減算Ⅰ	療養環境減算Ⅱ	療養環境減算Ⅲ
単位数／日		▲15単位	▲75単位	▲105単位
病室定員	4床以下	4床以下	規定なし	規定なし
1床当たり面積	6.4㎡以上	6.4㎡以上	6.0㎡以上（内法でなくて可）	6.0㎡以上（内法でなくて可）
廊下幅	片1.8m中2.7m	片1.2m中1.6m	片1.2m中1.6m	片1.2m中1.6m
機能訓練室面積	40㎡以上	40㎡以上	規定なし	規定なし
食堂	1㎡以上／1人	1㎡以上／1人	1㎡以上／1人	規定なし
談話室	必要（食堂と共用化）	必要（食堂と共用化）	必要（食堂と共用化）	規定なし
浴室	身体の不自由な人が利用できる浴室	身体の不自由な人が利用できる浴室	身体の不自由な人が利用できる浴室	規定なし

(療養病床を有する診療所)

	基準	診療所療養環境 減算Ⅰ	診療所療養環境 減算Ⅱ
単位数/日		▲50単位	▲90単位
病室定員	4床以下	規定なし	規定なし
1床当たり面積	6.4㎡以上	6.0㎡以上(内 法でなくて可)	6.0㎡以上(内 法でなくて可)
廊下幅	片1.8m中2. 7m	片1.2m中1. 6m	片1.2m中1. 6m
機能訓練室面積	規定なし	規定なし	規定なし
食堂	1㎡以上/1人	1㎡以上/1人	規定なし
談話室	必要(食堂と共 有化)	必要(食堂と共 有化)	規定なし
浴室	身体の不自由な 人が利用できる 浴室	身体の不自由な 人が利用できる 浴室	規定なし

〈その他〉

- 老人性認知症疾患療養病棟(精神病床)については、医療法の経過措置が終了することに伴い、看護配置の評価の見直しを行うこととしてはどうか(参考資料「老人性認知症疾患療養病棟について」参照)。